

<参考>

IV 制度改正に伴う経過措置関係

Q14 改正前の要綱では他都道府県の条例に基づくフグの調理師免許を有する者は養成講習会の受講が必要ないものとされていたが、当該免許を有する者（養成講習会未受講）が令和3年5月31日時点で食品衛生責任者として届出されている場合、新たに養成講習会を受講しなければなりませんか？

A14 令和3年5月31日時点で食品衛生責任者として届出がされている場合は、引き続き責任者として認められますので、新たに養成講習会を受講する必要はありません。

当該責任者について、実務講習会を連続して3回以上受講した場合は、「養成講習会を受けた者と同等以上の知識を有する者」として、県食協から認定証書の交付を受けることも可能です。

認定証書の交付を受けていれば、一度責任者の職を離れた後で再度責任者になる場合でも、認定証書の交付を受けた者として責任者になることができます。

令和3年5月31日時点で責任者の届出がされていないフグ調理師免許所持者が令和3年6月1日以降に再度食品衛生責任者となる場合は、養成講習会を受講しなければなりません。